

大崎住民訴訟を支援する会ニューズ第28号(2023年11月)

事務局 電話番号：070-2010-3777 〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

事務局アドレス osaki.shien@gmail.com <https://www.facebook.com/osaki.shien>

環境省 ICRP 見解うのみにした不当判決

10・4大崎住民訴訟請求棄却 原告団控訴を決定

2023年10月4日13時10分から、仙台地方裁判所第2民事部（齊藤充洋裁判長・三貫納有子裁判官・東影将希裁判官）において、大崎住民訴訟の判決言渡がありました。結論は、原告らの請求を棄却するという不当なものでした。

【一審判決の内容】

本訴訟においては、被告が2018年7月9日の組合議会において、同年10月から2019年3月までの放射能汚染廃棄物の試験焼却を実施するための予算を議決したことが、違法な公金支出に当たるのかが争点となっていました。原告らが主張した違法の根拠は、原告らの住民組織との①覚書違反、②申し合わせ違反、③人格権侵害（平穏生活権）です。この点、判決では、①覚書2条違反について、福島第一原発事故由来のセシウム134及び137が、同2条の文言（「重金属物質を含む廃棄物は一切搬入しないものとする。」）に抵触しないという形式的な文言解釈をし、これに当たらないとしました。しかし、覚書の解釈に際しては、形式的な文言解釈ではなく、その目的や制定経緯等から判断していくべきところ、覚書の目的は、制定経緯から公害防止協定というべきであり、「重金属物質を含む」は水質汚染のおそれのある物質の例示であり、重金属物質以外でも、環境汚染・水質汚染のおそれのある物質を含む廃棄物の搬入を禁止していると解されるのであり、そうすると、8000Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物も健康被害をもたらすおそれがあることから、これに当たるというべきです。



同9条違反については、被告が説明会や協議会を実施したことを理由に、違法ではないとしました。しかし、被告が行ったとする説明会は名ばかりのもので、水質汚染のおそれの有無について客観的資料に基づく説明がなされたことは一切なく、強固な反対意見ばかり出されており、了解を得られる状況ではなく、その趣旨とする住民の不安の解消は全く実現されるものではありませんでした。

ダイオキシン対策で住民側への報告義務発生の実績を裁判所は無視

また判決では、②申し合わせ違反4条について、本件試験焼却が具体的な設備機器の変更や処理能力の変更を伴うものではない形式的な文言解釈をし、「機能・設備を変更する場合」に当たらないとしました。申し合わせ違反5条については、「住民から不安・疑問が出された場合は直ちにその改善に努めます。」という文言からやはり形式的な文言解釈を行い、これが努力義務を定めたものにすぎないとしたのです。

しかし、申し合わせが「公害防止協定」という性質を有するものであり、その法益が地元住民の健康、生命・身体の安全という何よりも重視されなければならないものである上、運用上も基準値を超えるダイオキシンが発生した際に、以後焼却温度を住民側に報告するようになった等という実績からしても、

申し合わせの解釈もかかる観点から実質的に行うべきです。そうすると、福島第一原発事故までは一般廃棄物として焼却することなどできなかった8000Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物の焼却について、周辺住民が環境や健康に不快感を抱くと考えるのは当然であり、本件試験焼却もこれ



に含まれることは明らかです。判決は、「申し合わせ」条項の機械的な文言解釈に終始し、「申し合わせ」が成立した過程と運用の過程を考慮しないという誤りを犯しました。

1mSv 安全論やバグフィルター99.9%捕集論を公定

さらに、判決では、③人格権侵害について、本件試験焼却は8000Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物は一般廃棄物として処理できるとする特措法の規定に従っていること、環境省のいうバグフィルターによって放射性セシウムが99.9%捕集されること、環境省のいう1mSv/年以下の被ばくによる健康被害は生じないこと、本訴訟で行われた排ガス検査で放射性物質が「不検出」とされたこと等を根拠に原告らの主張を退けました。

しかし、特措法の規定については、福島第1原子力発電所事故を受けて、それまで100Bq/kgとされていたクリアランスレベルを80倍にも引き上げたのは、同事故により周囲に大量に拡散された放射能汚染廃棄物の迅速な処理のためのもので、決して同基準が安全基準などというお墨付きを誰も与えていないことを見過ごした判断です。また、バグフィルター99.9%論や1mSv/年以下の被ばくによる健康被害は生じないという見解について、裁判所は環境省やICRPの見解を鵜呑みにしました。さらには、排ガス検査においては、バグフィルター99.9%論が誤りであることが明らかになったことを見過ごしています。

【控訴提起】

原告団と弁護団は、この一審判決を受けて、近日中に控訴することとしています。一審判決は上記のとおり、実質的な根拠がない穴だらけの判決です。控訴審においては、その穴をさらに証拠をそろえて突いていき、一審判決を取り消すよう求めていきたいと思えます。

弁護団 弁護士 松浦健太郎

報告集会で勝利に向けた新たな運動のスタートを確認

10月4日当日、弁護士会館に場所を移し、報告集会を開催しました。松浦弁護士より上記報告を受けたのち、草場弁護士・阿部原告団長の挨拶のあと、大崎住民訴訟を支援する会を代表して共同代表の芳川良一氏が「すみやかに控訴するというので、引き続き支援活動を継続したい。国の政治をチェックすべき司法の役割をなんとしても引き出したい」と決意を述べました。

続いて、科学者会議の嶋原敦子氏(東北大学農学研究所)は「住民組織との覚書の意味を今後も引き続き考えていきたい」と支援を表明。ちくりん舎の青木一政氏は「『放射能を再拡散させるな!』の戦いを一緒に進めたい」と発言しました。

最後に挨拶した弁護団の青木団長が「大崎現地で10月7日に開催される集会にぜひ参加してほしい」と訴えました。10月7日の大崎集会は本ニュース別冊版に掲載します。